

研究ノート

## ワールドカップサッカー観戦ツアーをめぐる 損害賠償請求訴訟の判例から

### A Case Concerning the Lawsuit of the World Cup Tour

佐々木 正人\*  
Masato SASAKI

The World Cup soccer games in June 1998 were held in France. Many travel agents in Japan offered agent-organized tours for this event, but they couldn't secure enough entrance tickets. Therefore many would-be ticket holders have sued for the payment of damages by reason of breach of contract by travel agents. This article will introduce one of the cases and my comments.

**Keywords :** 主催旅行 (agent—organized tour)、契約不履行 (breach of contract)、  
判例 (case)、旅行約款 (standard terms and conditions of travel contracts)

#### はじめに

1998年（平成10年）6月に開催されたワールドカップ・サッカー・フランス大会は、日本チームが初めて出場するため、我が国での前人気は大変なものがあつた。

バブル崩壊以降、消費需要の低迷は、旅行業界にも大きな打撃を与えていたが、旅行業者各社は、この人気の高いワールドカップの観戦ツアーを企画主催することによって、販売不振からの脱却を図ろうと、数多くの観戦ツアーを設定し、かなり多くの参加者を集めさせていた。（注1）

ところが、大会が始まる6月10日になって、旅行業者各社は、ツアーの目玉であるワールドカップの入場券が必要枚数だけ確保されていないことを発表するにおよび、寝耳に水の観戦ツアー参加予定者の驚きと怒りが爆発し、マスコミ等でもこれが大きく取り上げられ、社会問題化した。

怒った参加する多くの旅行者は、この問題の原因は観戦ツアーを企画主催した旅行業者の契約違反にあるとして、裁判所に対し損害賠償請求訴訟を起こした。

#### （注2）

この事態に対する旅行業者各社の見解および対応は種々様々であったが、本稿では、「観戦ツアーは実施するが、もし観戦できない場合及びツアー参加を取りやめる場合は、旅行代金を全額返却する。」という決定の意思表示をいち早く行った旅行会社に対して、唯一、損害賠償請求の訴訟が提起されたケースの控訴審について言及したものである。

何故、このケースが訴訟になったのか、又、旅行者の損害賠償請求の内容・理由、旅行を主催した旅行会社が、旅行者の請求に対し、どういう反論をし、何故控訴したのか、裁判所はこれに対しどういう判決を下し、その判決の理由は何か、等々を紹介し、最後に筆者の判決に対する論評を加えたものである。

#### 事案の概要

1998年（平成10年）6月10日、ワールドカップ・サッカーのフランス大会が開幕された。

ところが、ワールドカップフランス大会の日本対アルゼンチン戦の観戦ツアー（旅行期間：平成10年6

\* 立教大学観光学部非常勤講師

月13日から同月18日まで、旅行代金：36万3260円、旅行参加者：39名）（以下「本件ツアー」という。）を企画主催していたJTB（以下「J社」という。）ではこの旅行の出発間近になって、観戦のための入場券を参加予定旅行者の人数分確保出来ていないことを公表。6月10日夜、本件ツアーの参加予定者に対し入場券が入手できていないこと、およびJ社としての今後の対応について通知した。

J社の今後の対応の内容は、概ね次の様なものであった。

- ①本件ツアーは、予定どおり実施する。
- ②本件ツアーに参加した旅行者が現地で行う観戦者は決定の抽選にはずれ、もし観戦出来なかった場合には、旅行代金を全額返還する。
- ③本件ツアーへの参加をとりやめる場合は、無条件で旅行契約の解除を認め、旅行代金を全額返還する。

こうした措置に対し、本件ツアーの参加者の一人（以下「Y」という。）は、本件ツアーに参加し、現地（パリの滞在先のホテル）で抽選をした結果、抽選には当たって観戦をすることは出来たが、「J社が観戦チケットを人数分確保出来なかったことや、観戦者を抽選で決めることは、契約内容になかったことであり、これは債務不履行であり、この債務不履行によって、観戦できるかどうかと言う不安を感じ、又、開催地に向かう途中、抽選にはずれた人達に対する気兼ね等で多大の精神的苦痛を被った」として、J社に対し15万円の損害賠償請求訴訟を、京都簡易裁判所に起した。（以下「原審」という。）

原審で、被告J社は、原告Yの主張に対し「債務は完全に履行しており、Yの精神的苦痛は、社会的受忍の限度の範囲内である」との反論をした。

この結果、原審の判決は、「原告Yは、観戦することが出来たが、抽選による観戦者の決定は、多分に偶然性に支配されるものであり、これは、旅行契約の契約内容になかったものであり、本件契約の規模等に照らすと、その間の不安苦痛は賠償に値する。」として、被告J社に対し「3万円の損害賠償金の支払い」を命じた。なお、判決理由の中で、「抽選で外れた者に対するYの気兼ね等に関しては、抽選に外れた者に対する債務不履行の問題であること、気兼ねそのものは社会的受忍の限度の範囲内である」として、これは認めなかった。

原審の判決は、平成10年12月17日に言い渡されたが、J社は、この判決を不服として翌年（平成11年2月）に、京都地方裁判所に控訴した（以下「控訴審」という。）。

## 控訴審の概要

控訴審の概要は次の通りである。

### 1. 争点

- 控訴審における争点は次の様に整理されている。すなわち
- (1) 本件契約におけるJ社（控訴人）の債務の内容およびその不履行の有無。
  - (2) 控訴人の不履行が認められるとして、損害が生じているか、生じている場合はその額。

これら争点に対する控訴人の主張はおおよそ次の様なものであった。

### 2. 控訴人（J社）の主張内容

「原判決では、上記争点の（1）については、全く判断の対象にせず、被控訴人（旅行者Y）の「不安」「精神的苦痛」を当然の前提にして、如何なる法的利益が侵害されたかを明らかにしないままに、“不安苦痛は賠償に値する”と安直に判断した。」と原審判決を批判した上で、次のような主張を展開した。

#### （1）本件旅行契約における控訴人の債務の内容

控訴人は旅行者に対し「旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊等の旅行に関するサービスの提供を受けることが出来るように、手配し、旅程を管理することを引き受け」ており、本件の観戦ツアーに関しては、控訴人は、被控訴人が本件試合の観戦が出来るように手配することを引き受けてたものであり、大会主宰者との間で観戦チケットの購入契約を締結することが「手配」にあたる。

そして、入場券の製作・配布は大会主宰者であるCFO（フランス組織委員会）の役割とされ、海外における観戦チケットの取り扱いは、各国のサッカー協会又はCFOの認定する旅行会社を通じて取り扱われるものとされていたこと。

そこで控訴人はCFOからチケット販売を委託された公式認定代理店であるプライムスポーツインターナショナル社（PSI）との間でチケットを購入する契約を締結し、又その代金全額を3月15日までに支払った。

以上のことから、控訴人の本件契約に基づく手配債務は完了している。

#### (2) 観戦チケット不足後の控訴人の対応（旅程管理）

前記の様に手配は完了しているが、手配後の不測の事態に対しては、代替サービスの手配等の旅程管理債務（約款20条）（注3）を負っているが、本件では、旅行を予定どおり行うこととし、不参加希望者に対しては、無条件で契約解除を認め、収受した旅行代金は全額返還することとし、参加希望者に対しては、人數分の観戦チケットが入手できない場合は、抽選で観戦者を決定すること、又、観戦できなかった場合は旅行代金全額を返還するという措置をとったが、これは主催旅行契約約款の精神に沿ったものである。

この措置は、上記のように、控訴人の手配債務を履行した上で生じた問題であり、「当社の関与し得ない事由が生じた場合」に当たり、控訴人は、旅行予定者に対し、旅行契約内容の変更後の対応の内容を説明し、「速やかに」旅行予定者に当該事由が当社の関与し得ない事由であること、及びその因果関係を説明しているのであるから約款12条（注4）に従つたものであり、債務不履行を構成するものではない。

#### (3) 披露訴人の被った苦痛の内容

仮に、控訴人の上記のような措置が債務不履行を構成するとしても、被控訴人（旅行者Y）が主張する「不安」は、予定していた試合を見ることができないかも知れないという内容のもので、一過性のものに過ぎず、何ら法的に保護される利益に当たらない。

この様な控訴人の主張に対し、被控訴人は、以下のように主張した。

### 3. 被控訴人（旅行者Y）の主張の内容

#### (1) 控訴人（J社）の「手配債務」の内容

控訴人が履行すべき「手配債務」は、「観戦チケットの購入契約を締結することだけではなく、チケットそのものを入手すること」が、債務の内容となる。その点で「手配債務」の履行を尽くしていない。

#### (2) 旅行内容の変更について

チケットが入手されていない状況にありながら、旅行出発予定日のわずか三日前になって初めてチケット不足の連絡、及びその後の対応を説明したことは、到底「速やかに」説明されたとは云えず、約款12条に違反している。

(3) 被控訴人の不安、精神的苦痛の内容

被控訴人の不安は、観戦したから解消されたというものではなく、一過性のものではない。

観戦できるかどうかという不安を抱いて出発したということは、本来味わうことのない疲労感、不安感を抱いたものであるから、「損害」が生じている。

### 4. 判決（京都地裁 平成11年6月10日）

(1) 原審判決を取り消す。

(2) 被控訴人の請求を棄却する。

控訴審では、以上のように、被控訴人が敗訴したが、この判決を下した裁判所の判断の理由は、以下の通りである。

### 5. 裁判所の判断

先ず、控訴人（J社）の債務の内容を、約款規定をもとに以下の様に解している。すなわち、

(1) 主催旅行契約につき、旅行業者は、自ら旅行サービスを提供するのではなく、旅行サービスの提供について手配をする地位にある契約とするのが妥当である。

(2) すなわち、旅行業者は旅行サービスの全部又は一部を運送機関、宿泊機関等の専門業者の提供に依存せざるを得ないが、それら専門業者を必ずしも支配下においておいでいるわけではないので、これら専門業者に対しては、旅行者に提供させるサービスの内容を間接的にしか支配できないこと。特に海外主催旅行においては、これらの専門業者は外国政府の統治下にあるので、この支配は一層間接的なものになる。

(3) 主催旅行業者の責任について規定されている約款23条（注5）の趣旨は、主催旅行契約内容の実施にあたっては、旅行サービス提供機関等の選択等に関して、旅行日程の履行を確保するため旅行専門業者として、あらかじめ十分に調査、検討をした上で、合理的な判断、措置を探るべき注意義務のあることを示しており、上記の様な制約があることから旅行業者の責任範囲を限定した規定である。また契約内容の変更を余儀なくされるおそれがある場合には、合理的な措置をとるべき義務があるということを具体化したものが約款23条の規定である。

以上のような前提に立って、裁判所は、本件における控訴人の手配、旅程管理債務について次の様に判旨した。

#### (1) 手配債務について

控訴人は、旅行サービス提供機関として、公式代理店であるPSIを選択し、直接観戦チケットの購入契約を締結しているが、このことは、控訴人が専門業者としてできる限りの調査、注意義務を尽くしていると評価でき、控訴人の手配債務の不履行は認められず、手配債務の内容としては、観戦チケット購入契約を締結し、代金を払うことで足りるというべきであり、チケットを入手することまで手配債務の内容に含まれるとする被控訴人の主張は理由がない。

#### (2) 観戦チケット不足後の控訴人の対応（旅程管理）について

①PSIはCFOの公式代理店であり、控訴人の管理下、支配下にあるものではなく、むしろCFOから委託を受けた団体があるので、PSIは、控訴人の「手配代行者」には当たらない。  
 ②観戦チケット不足は、控訴人の関与せぬPSI及びCFO側の事情で生じた問題であり、CFOの構造的な問題に起因しているので、「当社の関与し得ない事由」（約款16条1項6号）（注6）に該当するため、控訴人は旅行契約を解除することも出来たが、その対応として、a) 旅行を催行すること、b) 旅行参加者が観戦できなかった場合は、旅行代金を全額返還すること、c) 現地で人数分のチケットを入手できない場合は、抽選で観戦者を決定すること、という決定は、旅行内容の変更の幅をできる限り小さくなるよう努力しているものと評価でき、約款第20条（旅程管理）の違反は認められない。

#### (3) 契約内容の変更の場合の対応（約款第12条）について

控訴人が6月11日頃に、被控訴人に對し、チケットが不足していること、及びその対応策を通知しているが、約款12条において、契約内容の変更があったとき、旅行業者は旅行者にその旨を、「速やかに」通知することになっているが、6月11日の時点では到底「速やかに」されているとは云えず、これは約款12条に違反していると被控訴人は主張しているが、控訴

人は、5月半ば頃にはチケットを入手できる予定であったにもかかわらず、その予定が遅れていることを認識はしていたが、6月に入ってからもPSIからチケットを逐次入手していたことから、旅行出発前まではチケットを人数分入手できるのではないかとの期待を抱いていたものであり、又、他の日本の旅行業者も同様にチケット不足状況にあるのが判明した時期が、同じ時期であることからすると、この通知の期間は合理的なものといえ、「速やかに」なされたと評価できる。従って、控訴人は、約款12条に違反しているとは認められない。

以上のように判旨して、本件契約上の債務不履行を理由とする被控訴人の請求は理由がないとした上で、被控訴人の主張している「精神的苦痛」の内容は判断するまでもないとし、被控訴人の請求を棄却した。（いわゆる逆転判決である。）

#### 判決評論

本判決は、ワールドカップ・サッカーの試合の観戦を、途中色々の経緯があったとはいえ、結果的には、観戦することが出来た旅行者により、旅行業者の主催旅行契約の債務不履行を理由としてなされた賠償請求訴訟という事例は余り例がない点で、興味がある裁判事例である。

又、従来の主催旅行契約の裁判例では見当らない大きなイベント（ワールドカップ世界大会）が日程に含まれた主催旅行契約における旅行業者の手配債務及び旅程管理債務の内容について判旨されている点でも大変興味深いものがある。

そこで、本稿では、本件の判旨について論評してみたい。

(1) 第一に本判決では、主催旅行契約における旅行業者の手配債務の内容は、「旅行者に旅行サービスの提供がなされるよう手配をする地位にあり、旅行サービスの提供そのものを直接保障するものではない」とした上で、本件では、「観戦チケット購入契約を締結し、代金を払うことで足りる」としている。しかしながら、旅行者の契約意識、ないしは旅行業者を信頼して契約したことについては判決では顧慮されていない。すなわち、旅行者は旅行業者とワールドカップ観戦を目的とする主催旅行契約を締結したのであり、CFOの公式代理店であるPSIと観戦チケットの購入契約を締

結したという意識は皆無である。旅行者がPSIの存在すら知らなかつたのではないか。(存在を知ったのは、裁判が始まってからであろうと思われる。) 旅行業者が誰に観戦チケットの手配を依頼し、誰からチケット入手しているのかは、旅行者は全く預かり知らぬブラックボックスである。更に、この旅行は「主催旅行」であるといいながら、旅行業者の手配債務は、チケットの購入契約の締結・代金の支払いにより完了しており、チケットを入手するまでは含まれていないというのは、「不意打ち条項」であり、又信義則に照らし無効とは云えないか。

また、主催旅行における手配債務は、旅行業者、旅行者双方が旅行日程表に記載された旅行サービスは確保されるということを、双方が合意しているのであるから、これは「請負」であるということに他ならない。つまり手配債務というのは、旅程表記載どおりの内容事項を完成させるとする請負的性格を持った債務である。そうだとすれば、本件の場合の手配債務は、単に旅行業者がPSIとチケットの購入契約を締結すれば債務が完了するというものではなく、チケットを入手することで初めて債務が完了することになるのではなかろうか。

このような問題があるにも拘わらず、控訴人(旅行業者)が裁判において、観戦チケットが入手出来なかつたのは、PSI側に全責任があり、或いはまた、このようなイベントにおいては、そのシステム上やむ得ないことであると主張しているが、これではいつまで経っても、旅行業者が委任的体質から脱却し、その主体性を確立するのは覚束ないと想わざるを得ない。

かつて、ウイーンのニューアイヤー・コンサートの入场券が入手されていないことが直前に判明し大問題になったことがあるが、この場合も熱狂的な音楽ファンが、ニュイヤーコンサートを当該旅行の唯一の目的に旅行に参加しているために問題が大きくなつたのであるが、ワールドカップ観戦ツアーでは、旅行者の希望するサッカーの試合を観戦することが旅行に参加する唯一の目的であり、又その代替もきかないことを判決では何ら考慮されておらず、控訴人の主張をそのまま追認しているだけであり、いわゆる普通の観光旅行で行程中の一つのサービスの提供がされなかつた場合と同じように約款を規定通り解釈し、扱っている点でも問題があるといわざるを得ない。

(2) 第二に、旅程管理債務(本件では、観戦チケット

不足後の旅行業者の対応として表現されている。)の履行がされていたのかどうかという問題である。主催旅行契約における旅行業者の債務として、旅程管理債務が新たに明文化されたのは、平成8年の旅行約款の改正においてであるが、判旨の中で、裁判所は先ず、PSIが手配代行者でない旨認定した上で、観戦チケット不足が、「旅行業者の関与し得ない事由」に該当する(約款16条1項6号)(注6)としているが、果たして本当に「関与できなかつた」のであろうか。大会・行事に永年携わってきたある関係者は、「外国との契約内容を十分に調査し、納得いくまで徹底的に交渉すること」とコメントされているが(注7)、特に超人気の日本チームの出場するゲームでは当初から入场券を多数入手することは相当の困難が予想されていたにも拘わらず、旅行業者が数多くのツアーを設定していたことを考えると、逐次チケットが入手されていたため、旅行出発前までにはチケットの入手は何とかなるとの期待を抱いていたとの証言があるが、客觀情勢から見て、チケット入手の困難さは予想されていたことから考えると、もう少し積極的にPSI等への働きかけをしていくべきではなかつたのか。

判旨では、旅行業者は「関与できない」故に、旅行契約を解除することも可能であったとし、旅行業者の対応として、①旅行を催行すること②現地で抽選で観戦者を決めること、といった決定は、旅行内容の変更の幅をできる限り小さくなるようにしていていることから約款20条でいう「旅程管理」の履行がされたとを認容している。又チケット不足の旅行者への通知が「速やかに」されたかどうかという点についても(約款12条)、チケットの不足という事態の把握時期から考え、通知までの期間は合理的なものであるといえ、「速やかに」されたものとしている。

しかしながら、前述した様に、旅行業者が、どういうルートで観戦チケットを入手しているのかは旅行者にとっては全くのブラックボックスであり、早くからワールドカップ観戦を唯一無二の旅行目的として本件ツアーを申し込んでいた旅行者にとって、ワールドカップ大会が開催された正にその日なつて、観戦チケットが、「確保されていません」という旅行業者からの通知は全く「寝耳に水」「驚天動地」の事態であつたと推測でき、この通知時期が契約締結時期との時間的経過から考えると、通知が「速やかに」されたとは到底云えないのではなかろうか。これは、旅行者の期

待を真っ向から裏切るものであり、この点も判決では斟酌されていない。

(3) 第三に、本判決では、手配債務、旅程管理債務とも問題なく履行されている故に、契約上の債務不履行を理由とする被控訴人の主張する「精神的苦痛」にもとづく損害賠償請求は棄却されている。しかし、手配債務、旅程管理債務の履行に問題があったと認定したとすれば、この「精神的苦痛」にもとづく損害賠償はどの様に判断されたのであろうか。

原審では、旅行者の感じた不安・苦痛は賠償に値するとして3万円の賠償を命じているが、筆者は、旅行者が抽選をするまで観戦できるかどうか分からぬと言う不安感は大変大きかったであろうと思われるところから、この様なケースの場合だとえ観戦できたとしても、ある程度の慰謝料は認めて良いのではないかと思う。

従って、本件のような事態の発生により、旅行を取りやめた旅行者についても、旅行代金の全額返還以外に、若干の慰謝料の支払いをすべきであろう。何故なら、現地での観戦者を決定するための抽選の結果、観戦できるという保証は何も無いため、仕方なく旅行を取りやめたという旅行者もいたと思われるからである。

生命・身体の侵害を伴わない債務不履行の場合の慰謝料の賠償については、次のような準則に基づいて判断する判例・学説が紹介されている。(注8)

これによると慰謝料の賠償が否定される場合として、

①債務不履行によって生じた財産的損害が回復された場合

肯定される場合として、

①財産的損害が回復されても、精神的苦痛が償われない特別の事情が存在し、債務者がこのことを予見ないし予見可能である場合

②違反行為の悪性・違法性の程度が著しい場合とされているが、

本件の場合、慰謝料の認定に当たっては、

①旅行の主目的は何であったのか。又それは代替がきくのか。

②旅行契約締結後からチケット不足の通知を受けるまでの経過期間はどれぐらいか。

③チケット不足後の旅行業者の対応の仕方はどうであったか。

等々を考慮に入れながら判断するのが、上記の準則から言って正しい判断の仕方と思われる。この点、本判決では、債務不履行が無かったというだけで慰謝料の支払いを認めていない点が、やや問題がある。

(4) 最後に次の二点を付け加えておきたい。

①判旨では、手配・旅程管理債務の内容を約款の条項を前提として、債務の履行を判断しているが、旅行者にとっては、たとえ契約解除権の行使が可能であつたとしても、旅行者としてはワールドカップの日本代表チームのサッカーの試合に代わる代替策を講ずる機会が失われているということを、旅行業者の債務を考える場合、過小に評価されるべきことではない。余りにも、企業側の論理だけを採用している様に思えるが。

②不確実性の伴う旅行であればなおさら、専門業者たる旅行業者には「完成品としての旅行商品」を旅行者に提供する義務があることを、今一度考える必要があろう。そして、委任的な立場をとっている現在の主催旅行契約において、この際、請負契約的な立場をとることについて更に議論を深めていくことも意味があるのではなかろうか。本当の被害者は旅行者であることを認識するためにも。

本稿は、単に判決批判、或いは裁判の勝ち負けについて論じているものではなく、これを機に改めて旅行業の業務の法的な意味を考える縁として提供したものである。本稿がその材料となれば幸いである。

## 注釈

(注1) 平成10年5月初めの調査によると、ワールドカップの観戦ツアーの予約状況は、JTBでは約1万名、近畿日本ツーリストでは約2500名、日本旅行では約3800名、東急観光では約3500名、阪急交通社では約2000名、日通旅行では約4000名、ジェイワールドトラベルでは約2000名と言う数字が発表されている。(1998年5月18日 ウイングトラベルから)

(注2) 平成10年8月11日、東急観光に対しては7名が、日本旅行に対しては10名が、近畿日本ツーリストに対しては2名が、旅行契約上の契約違反を理由として、それぞれ損害賠償請求訴訟を提起した。(1998年8月17日、8月31日、10月19日 ウイングトラベルから)

\*その後、この人数は増加している。

(注3) 主催旅行契約約款第20条(旅程管理)

「当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保

することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、主催旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。」

(注4) 同上約款第12条（契約内容の変更）

「当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の主催旅行契約の内容を変更することができます。（以下省略）」

(注5) 同上約款第23条（当社の責任）

「当社は、主催旅行契約の履行に当たって、当社又は

当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者（手配代行者）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。2. 省略」

(注6) 同上約款第16条1項6号（当社の解除権等－旅行開始前の解除）

「当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に主催旅行契約を解除することができます。

(1) ~ (5) 省略

(6) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。」

(注7) 古賀和仁氏 「TMトップインタビュー」

（TRAVEL MANAGEMENT '98.8.24号）

(注8) 住田英穂 「主催旅行契約の違反における損害賠償」（ジュリストNo.1151 '99.3.1） 122頁～

## 参考文献

佐々木正人「旅行の法律学」 日本評論社

後藤勇「生命・身体の侵害を伴わない債務不履行と慰謝料」（判例タイムス No.552 17頁～）

中田裕康「現代における役務提供契約の特徴（上・中・下）」（NBL No.578,579,581）

追記：本ノートで紹介致しました控訴審の判決に対し、これを不服とする旅行者は、その後大阪高等裁判所に上告しましたが、大阪高裁はこれに対し平成11年12月27日に「上告棄却」の判決を出しております。  
この大阪高裁への上告理由や判決理由等が入手できましたら、又論評を加えたいと考えております。